

## 令和3年度包括外部監査の結果報告について

相模原市包括外部監査人から、令和3年度包括外部監査の結果報告がありましたので、お知らせいたします。

- 1 特定の事件（テーマ）  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象年度  
令和2年度の執行分  
(ただし、必要に応じて令和元年度以前または令和3年度の執行分を含む。)
- 3 監査期間  
令和3年7月2日から令和4年1月31日まで
- 4 監査対象部局  
危機管理局、消防局、都市建設局
- 5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者
  - (1) 包括外部監査人  
公認会計士 高野 伊久男
  - (2) 包括外部監査人補助者  
公認会計士 加藤 聡  
公認会計士 鈴木 亮子  
公認会計士 谷川 淳  
公認会計士 宮本 和之  
公認会計士 柳原 匠巳  
公認会計士 山口 剛史  
公認会計士 山崎 愛子
- 6 結果報告の概要  
別紙 令和3年度包括外部監査報告書(概要版)のとおり

### 問合せ先

包括外部監査人 高野伊久男 電話 042-754-1111 (代表)  
内線 3849 (外部監査人室)

監査委員事務局 電話 042-769-8291 (直通)  
対応責任者 篠崎康夫

令和3年度  
包括外部監査報告書  
(概要版)

「防災に関する事務の執行について」

相模原市包括外部監査人  
公認会計士 高野 伊久男



## (本報告書における記載内容の注意事項)

### ・監査の「結果」

今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

### ・監査の「意見」

監査の「結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、相模原市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

### ・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### ・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## 目次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 外部監査の対象期間.....	2
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の視点.....	2
6. 監査対象部署.....	2
7. 外部監査の補助者.....	2
8. 利害関係.....	2
第2 選定した特定の事件の概要.....	3
1. 相模原市の状況.....	3
第3 実施した外部監査の概要.....	9
1. 監査対象部署と監査対象事業.....	9
2. 監査の総括.....	14
3. 監査の結果及び意見の要約.....	16

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

#### (1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「防災に関する事務の執行について」

#### (2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

近年、平成30年7月豪雨や平成30年台風21号などの異常気象により災害が激甚化しており、全国で大きな被害が発生している。相模原市も令和元年東日本台風で人的被害が発生しており、令和2年度は集中豪雨によって浸水被害が発生している。

わが国では、南海トラフ地震、首都直下地震など、大規模地震が近い将来に発生すると指摘されている。相模原市も、相模原市地域防災計画において、相模原市東部直下地震、相模原市西部直下地震及び大正関東タイプ地震を想定して、建物被害、地震火災、ライフライン被害及び人的被害の予測結果を公表している。

相模原市は、相模原市防災条例を制定し、市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的に事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の基本事項を定め、災害に強いまちづくりを推進している。また、災害対策基本法の規定により作成された相模原市地域防災計画に基づき、防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し又は被害を最小限度に軽減し、地域社会の安全及び市民福祉の確保を図るとしている。

災害への備えに対しては、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、国、地方公共団体及びその他の公共機関による対策「公助」の3つに分けて考える必要があるが、相模原市地域防災計画では、相模原市の公助の基本として次の項目を掲げている。

- 基礎的な地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。
- 消防組織の整備、自主防災組織等の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動を促進し、市内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。
- ボランティアによる防災活動の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

様々な災害の発生が想定される昨今の状況において、市民生活の安全・安心の向上・確保をめざす取組が適切に行われているか、相模原市地域防災計画で示している公助の基本に準拠した対応を図っているかなどについて市民の関心は高いと考えられ、包括外部監査において、防災に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。

## 第1 外部監査の概要

よって、防災に関する事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

### 3. 外部監査の対象期間

令和2年度の執行分  
必要に応じて令和元年度以前または令和3年度の執行分を含む。

### 4. 外部監査の実施期間

令和3年7月2日から令和4年1月31日まで

### 5. 監査の視点

#### (1)防災に関する事務の合规性に問題はないか

防災に関する事務は、災害対策基本法、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

#### (2)防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

防災に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

### 6. 監査対象部署

危機管理局・消防局・都市建設局

### 7. 外部監査の補助者

加藤 聡	公認会計士	柳原 匠巳	公認会計士
鈴木 亮子	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
谷川 淳	公認会計士	山崎 愛子	公認会計士
宮本 和之	公認会計士		

### 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 選定した特定の事件の概要

### 1. 相模原市の状況

#### (1) 相模原市の概要

##### ① 概要

相模原市は、神奈川県北西部、東京都心からおおむね 30～60km に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西 35.6 km、南北 22.0 km で、面積は 328.91 km<sup>2</sup>である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

昭和 29 年に神奈川県内 10 番目の市としてスタートし、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月に城山町及び藤野町と合併し、平成 22 年 4 月に全国 19 番目の政令指定都市となっている。その際に、緑区、中央区、南区の 3 つの行政区を設置している。

##### ② 自然的条件

市東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面(段丘)で構成されており、その境は比高(平坦面同士の高度差)数mの傾斜地(段丘崖)となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

市西部には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、蛭ヶ岳(1,673m)など 1,000mを超える山もある。

##### ③ 気候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和元年の気候(消防局観測値)は、最高気温 36.9℃(消防局)、最低気温-4.3℃(津久井消防署)で、年平均気温は 16.3℃(消防局)及び 14.8℃(津久井消防署)であった。また、年間降水量は 2,180.0 mm(消防局)及び 2,090.5 mm(津久井消防署)であった。

相模原市消防局(中央区中央)では令和元年 10 月 12 日に 361.5 mm、鳥屋出張所では同日に 713.0 mmの降水量を観測している。

また、平成 26 年 2 月 14 日から 15 日までの降雪では、消防局で 56 cm、緑区の中山間地の一部で 100cmを超える積雪を観測している。

##### ④ 人口

相模原市の人口は、昭和 29 年 11 月の市制施行当時は約 8 万人であったが、昭和 42 年 9 月に人口 20 万人、昭和 46 年 8 月に 30 万人、昭和 52 年 7 月に 40 万人、昭和 62 年 8 月には 50 万人に達し、平成 12 年 5 月に 60 万人を超えている。



## 第2 選定した特定の事件の概要

戦後は東京の近郊都市として急速に都市化が進み、東京や横浜のベッドタウン、また、内陸工業都市として発展してきた。これに伴い、特に昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増している。

その後、津久井地域との合併を経て、令和 2 年 1 月 1 日現在、327,512 世帯、722,796 人となっている。

年齢別では、年少人口(15 歳未満)が 12.0%、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)が 62.4%、高齢人口(65 歳以上)が 25.6%となっている(令和 2 年 1 月 1 日現在)。

### ⑤ 交通

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道 16 号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道 20 号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道 129 号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道 412 号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道 413 号の 5 路線である。

令和 2 年 4 月 1 日現在、主要地方道及び一般県道は 31 路線で総延長約 190 km、市道は 10,757 路線で総延長約 2,183 kmである。

高速道路は、中央自動車道(中央道)と首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通過している。中央道の市内延長は約 9.9 kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道 20 号に接続する。また、圏央道の市内延長は約 9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道 129 号及び県道 52 号(相模原町田)に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道 510 号(長竹川尻)に接続している。

鉄道は、首都圏の環状交通軸である JR 横浜線、放射交通軸である小田急線(小田原線・江ノ島線)及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸である JR 相模線、そして JR 中央本線の 6 路線があり、17 の駅が設置されている。

図 1 相模原市の概況(相模原市ホームページより)



## (2) 相模原市地域防災計画における被害想定

## ① 相模原市の風水害による被害等

相模原市では、次表に示した風水害等による被害等が生じている。

これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどであるが、最近では、雷雲による短時間の集中豪雨に伴い浸水被害が生じているケースもある。

表 1 相模原市の風水害等の被害状況(令和2年4月現在)

発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等
昭和57年8月1日	台風10号	死者5名 負傷者7名	床上・床下浸水69棟(藤野地域) 崖崩れ66か所(津久井地域)
昭和61年3月23日	大雪	なし	断水8万戸 停電6万5千戸
平成2年8月8日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水76棟
平成3年9月19日	台風18号	斜面崩壊による負傷者発生	床上・床下浸水265棟 (非住家20軒)
平成20年8月28日 ~29日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水144棟
平成26年2月14日 ~17日	大雪	負傷者104名	停電5千軒以上
平成28年8月22日	大雨	死者1名	床上・床下浸水8棟 崖崩れ4件、停電400軒
令和元年10月11日 ~13日	令和元年東日本台風 (台風19号)	死者8名 負傷者3名	床上・床下浸水356棟 崖崩れ216か所(藤野地域・相模湖地域・津久井地域・城山地域) 停電3,959軒、断水3,722戸

(出典:相模原市地域防災計画)

## ② 土砂災害の危険性

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。相模原市西部では、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定している。

相模原市における指定の状況は次表のとおりである。

表 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(令和2年4月1日現在)

項目	土砂災害警戒区域(箇所)	土砂災害特別警戒区域(箇所)
急傾斜地の崩壊	689	231
土石流	488	363
地滑り	1	0

(出典:相模原市地域防災計画)

## 第2 選定した特定の事件の概要

### ③ 水害の危険性

平成20年8月28日～29日の豪雨の際には、緑区域山地区で集中的な豪雨があり、境川が氾濫して多くの浸水被害が発生している。一方、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生している。

水防法に基づき、神奈川県は、相模川、境川、鳩川、道保川、串川、道志川の6河川について、おおむね1000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域を公表している。

近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、中央区と南区は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。浸水区域は1棟~数棟の狭い範囲であるが、繰り返し同じ箇所が発生しているほか、鳩川、八瀬川などの河川沿いや当麻などの低地でも発生している。

### ④ 地震被害の想定

相模原市は、平成26年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する本市域の地震被害予測を実施している。

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件を基に予測されたものである。このうち、被害量の大きい「直下型地震」を相模原市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置付けている。

表3 各想定地震の設定条件

項目		内容
想定地震	相模原市東部直下地震	市の東部地域直下の地震(マグニチュード7.1)
	相模原市西部直下地震	市の西部地域直下の地震(マグニチュード7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震
条件	季節・時刻	①夏12時 ②冬18時 ③冬深夜2時
	天候	晴れ、風速3m/s

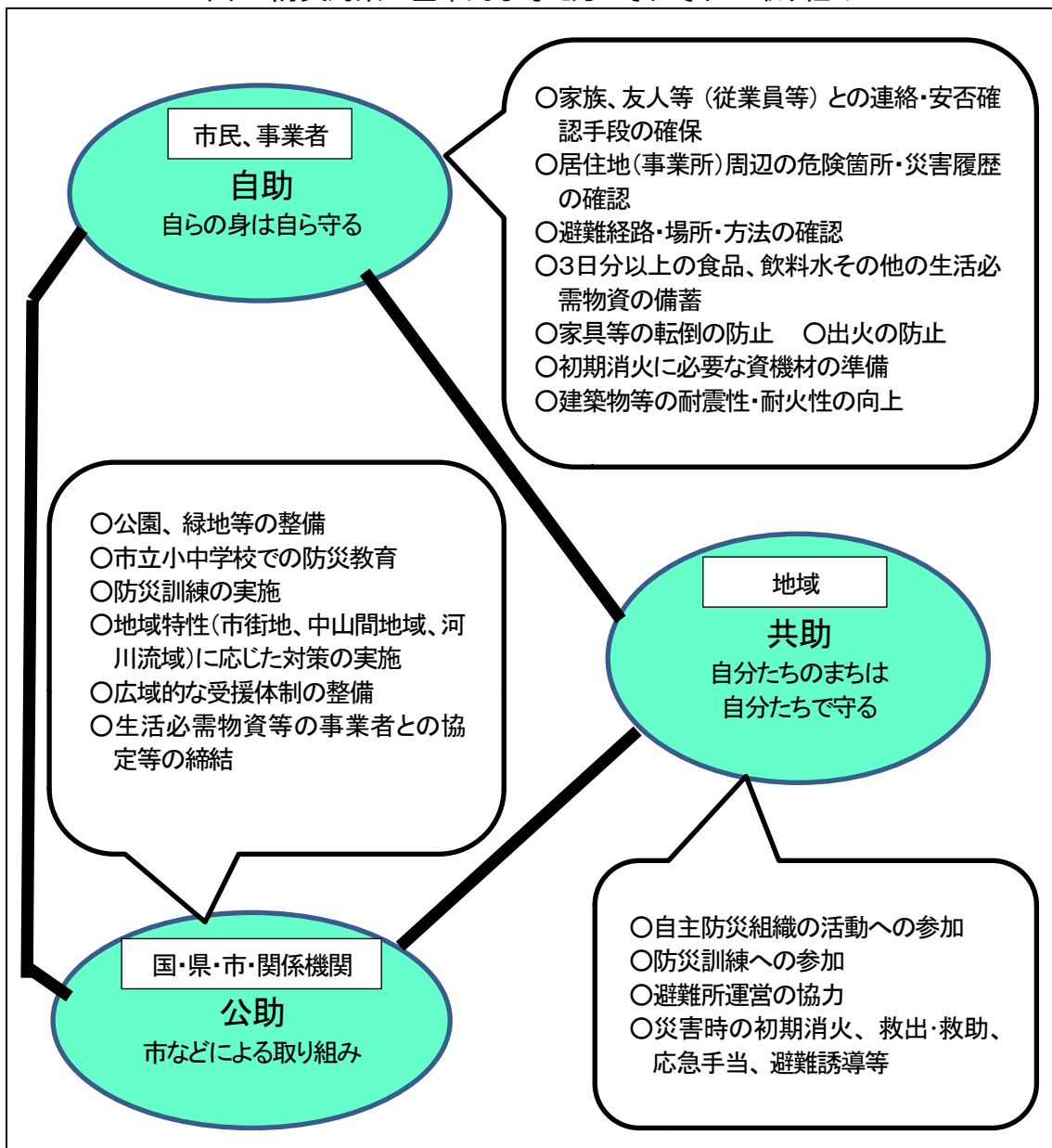
(出典:相模原市地域防災計画)

(3)相模原市防災条例

① 相模原市防災条例の施行

相模原市は、相模原市防災条例を制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行している。  
 大規模な災害に対しては、行政による対策「公助」だけではなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、市民一人ひとりが自発的な防災対策に取り組むことが重要である。相模原市では、「相模原市防災条例」で市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定め、この条例に基づく取り組みを進めることで、災害に強いまちづくりを推進し、災害に対する市民生活の安全・安心の向上・確保をめざしている。

図 2 防災対策の基本的な考え方とそれぞれの取り組み



(出典:相模原市防災条例の概要)

## 第2 選定した特定の事件の概要

### (4)相模原市地域防災計画

#### ① 相模原市地域防災計画について

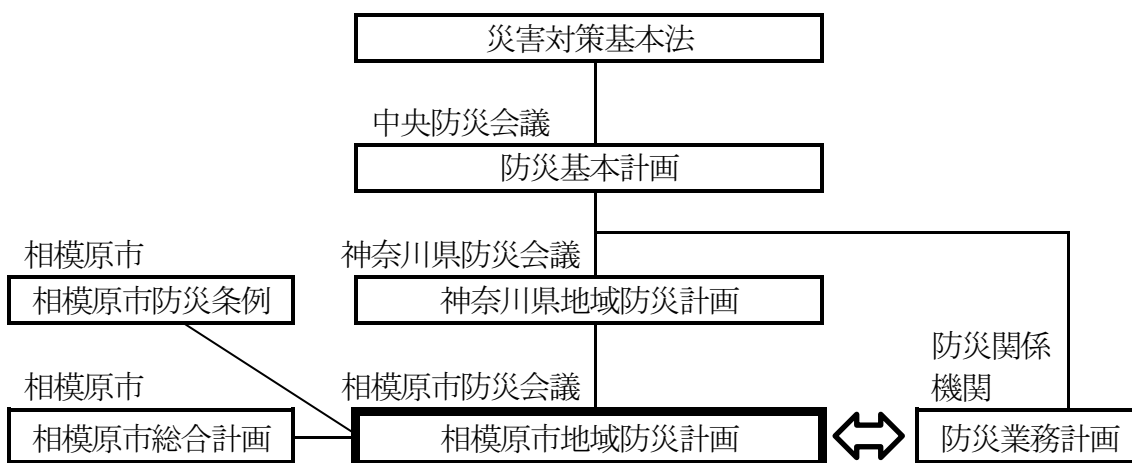
相模原市地域防災計画は、相模原市の処理すべき事務又は業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務又は業務を横断的に記載した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国(中央防災会議)の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)及び市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、また、市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、本計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるよう定められるものである。

その他、市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画)を提案した場合、相模原市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

図3 地域防災計画の位置付け



(出典:相模原市地域防災計画)

## 第3 実施した外部監査の概要

### 1. 監査対象部署と監査対象事業

#### (1) 監査対象事業

本年度の包括外部監査では、防災に関する事務として、危機管理局、消防局消防部、消防局警防部、都市建設局まちづくり推進部及び都市建設局下水道部の事業を監査対象とした。

監査対象とした事業は表4から表8に記載したとおりである。また、表9に記載したとおり、相模原市地域防災計画のうちの災害予防計画の内容を検討した。

また、表4から表9には、報告書の「第4 包括外部監査の結果及び意見」に記載している「結果」及び「意見」の項目数を記載している。

#### ① 監査対象とした危機管理局の事業

危機管理局が実施している次表の事業を監査対象とした。

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	危機管理局職場研修費	危機管理課	—	—	—
2	防災計画等策定事業	危機管理課	796	—	1
3	防災対策普及啓発推進事業	危機管理課	8,918	3	4
4	自主防災組織等編成・訓練支援事業	危機管理課	2,495	—	2
5	避難場所等整備事業	危機管理課	109,780	3	8
6	防災資機材整備事業(危機管理課)	危機管理課	73,963	1	16
7	急傾斜地崩壊対策事業	危機管理課	7,750	—	—
8	防災意識普及啓発事業	危機管理課	3,150	—	—
9	災害救助基金積立金	危機管理課	11,357	—	—
10	一般事務費(危機管理課)	危機管理課	1,985	—	—
11	防災訓練実施事業	緊急対策課	1,883	—	—
12	防災資機材整備事業(緊急対策課)	緊急対策課	4,595	—	—
13	防災情報通信事業	緊急対策課	94,464	1	1
14	一般事務費(緊急対策課)	緊急対策課	21	—	—
15	介護人材確保定着育成事業	緊急対策課	3,625	—	—
16	児童福祉事務運営費	緊急対策課	3,024	—	—
17	児童クラブ運営費	緊急対策課	1,205	—	—
18	感染症予防対策事業	緊急対策課	8,580	—	—
19	学校環境衛生経費(小学校費)	緊急対策課	359	—	—
20	学校環境衛生経費(中学校費)	緊急対策課	62	—	—
	合計		338,019	8	32

### 第3 実施した外部監査の概要

#### ② 監査対象とした消防局消防部の事業

消防局消防部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表5 監査対象とした事業(消防局消防部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	消防局職場研修費	消防総務課	234	—	—
2	2020 東京五輪・さがみはらプロジェクト推進事業	消防総務課	—	—	—
3	消防研修費	消防総務課	17,921	—	—
4	消防職員貸与被服購入費	消防総務課	45,616	—	—
5	消防庁舎維持管理費	消防総務課	116,685	—	1
6	一般事務費(消防総務課)※1	消防総務課	7,247	—	1
7	消防団長等報酬	消防総務課	54,487	—	2
8	消防団員貸与被服購入費	消防総務課	27,583	—	—
9	消防団活動費(消防総務課)	消防総務課	38,252	—	2
10	退職報償金等掛金	消防総務課	38,603	—	—
11	その他福利費	消防総務課	18,144	—	—
12	消防団運営交付金	消防総務課	9,698	—	2
13	消防団共済組合補助金	消防総務課	4,014	—	—
14	消防団詰所・車庫維持管理費	消防総務課	11,983	—	—
15	一般事務費(消防総務課)※2	消防総務課	6,911	—	—
16	消防庁舎維持補修費	消防総務課	97,395	—	1
17	津久井消防署整備事業	消防総務課	14,543	—	1
18	津久井消防署整備事業(債務負担行為)	消防総務課	21,285	—	1
19	消防庁舎改修事業	消防総務課	10,010	—	—
20	消防団詰所・車庫維持補修費	消防総務課	6,582	—	1
21	消防団詰所・車庫整備費	消防総務課	79,029	—	1
22	消防団詰所・車庫整備費(事故繰越分)	消防総務課	23,878	—	—
23	火災予防事業費	予防課	3,158	—	2
24	相模原市防災協会補助金	予防課	14,674	1	3
25	一般事務費(予防課)	予防課	1,485	—	—
26	危険物保安事業費	危険物保安課	574	—	—
		合計	670,000	1	17

※1 消防行政に関する一般的な事務に係る経費

※2 消防団関連の一般的な事務に係る経費

## ③ 監査対象とした消防局警防部の事業

消防局警防部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表6 監査対象とした事業(消防局警防部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	消防活動費	警防課	31,193	—	—
2	救助活動費	警防課	16,565	—	—
3	出初め式開催費	警防課	—	—	—
4	消防車両維持管理費	警防課	88,735	—	—
5	消防車両購入費	警防課	295,658	1	—
6	一般事務費(警防課)	警防課	677	—	—
7	消防団活動費(警防課)	警防課	1,623	—	—
8	消防団車両維持管理費	警防課	15,266	—	—
9	消防団車両購入費・市単独分	警防課	130,677	—	—
10	消防水利維持管理費	警防課	54,275	—	1
11	消防水利整備費・市単独分	警防課	49,623	—	1
12	救急活動費	救急課	47,851	—	4
13	応急手当普及啓発費	救急課	4,031	—	—
14	救急高度化推進事業	救急課	2,046	—	—
15	一般事務費(救急課)	救急課	3	—	—
16	通信施設維持管理費	指令課	402,018	2	4
17	消防団通信機器維持管理費	指令課	2,543	—	—
	合計		1,142,792	3	10

## ④ 監査対象とした都市建設局まちづくり推進部の事業

都市建設局まちづくり推進部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表7 監査対象とした事業(都市建設局まちづくり推進部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	令和元年東日本台風災害救助費	建築・住まい政策課	1,731	—	1
2	既存建築物等総合防災対策事業	建築・住まい政策課	250	—	—
3	既存住宅・建築物耐震化促進事業	建築・住まい政策課	30,533	—	1
4	既存建築物等総合安全対策事業	建築・住まい政策課	—	—	—
5	都市計画マスタープラン策定関連事業	都市計画課	※	—	1
6	建築審査課における防災関連事務	建築審査課	※	—	1
	合計		32,514	—	4

※ 事業費なし



### 第3 実施した外部監査の概要

#### ⑤ 監査対象とした都市建設局下水道部の事業

都市建設局下水道部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表 8 監査対象とした事業(都市建設局下水道部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	相模原市下水道事業業務継続計画 (下水道 BCP)見直し業務委託	下水道経営課	16,500	—	1
2	雨水浸透ます設置助成金交付事業	下水道経営課	140	—	1
3	BCP 用資機材の購入	下水道経営課	1,359	—	
4	浸水(内水ハザードマップ)(印刷費)	下水道経営課	199	—	
5	公共下水道管きょ耐震化事業	下水道保全課	2,434,115	—	2
6	公共下水道境川第 28 バイパス雨水幹 線整備工事(H29~R3 継続事業)	下水道整備課	1,237,734	—	2
7	公共下水道津久井雨水 2 号幹線整備 工事	津久井下水道事務所	94,803	—	1
合計			3,784,853	—	7

#### ⑥ 相模原市地域防災計画の災害予防計画の検討

表 4 から表 8 に記載した事業のほか、相模原市地域防災計画の災害予防計画の内容を検討した。その結果、次の項目について監査の意見を記載している。

表 9 検討した災害予防計画の項目

No	項目	結果	意見
1	全般的事項	—	2
2	地区防災計画	—	2
3	浸水被害対策	—	2
4	土砂災害対策	—	1
5	林野火災対策	—	1
合計		—	8

#### (2)実施した監査手続

##### ① 所管部署等へのヒアリングと資料の閲覧

監査対象として抽出した事業について、所管部署等に対して、事業概要等のヒアリングを実施し、関連資料を閲覧し、必要事項等について質問等を実施した。

##### ② 実地監査

次の施設で実地監査を実施した。

表 10 実地監査を行った施設

No.	名称	所在地
1	相模原消防署	中央区

## ③ 現場視察

次の施設について現場視察を実施した。

表 11 現地視察を行った施設

No.	名称	区分	所在地
1	救援物資集積・配送センター	一般倉庫	中央区
2	緑が丘分署防災備蓄倉庫	一般倉庫	中央区
3	鹿沼公園	広域避難場所対応倉庫	中央区
4	橋本公民館	風水害時避難場所	緑区
5	三井地域センター	避難所倉庫	緑区
6	市民健康文化センター	風水害時避難場所	南区
7	南台防災備蓄倉庫	一般倉庫	南区

## 2. 監査の総括

### (1)防災に関する事務の合规性についての総括

本年度の包括外部監査において監査対象とした危機管理局、消防局、都市建設局が実施している事業は、需用費、委託料、工事請負費などが大きな割合を占めている。また、備品購入費や使用料及び賃借料も多額の金額が計上されている。これらは、性質はそれぞれ異なるが、契約事務に関連している点は共通している。そのため、本年度の包括外部監査は、契約事務の適切性が監査のポイントとなった。

監査対象とした事業の監査を実施した結果、合规性に関しては、指名競争入札の適用、再委託への対応、参考見積書の徴取など契約事務において見直すべき事項が散見された。

#### ① 指名競争入札の適用

契約事務において見直すべき事項の一つが指名競争入札の適用についてである。

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結する。契約の締結方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条に次のように規定されている。

#### 指名競争入札に係る地方自治法施行令の規定

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

監査対象事業のなかには、地方自治法施行令第 167 条第 1 号に該当するとして指名競争入札を実施しているが、なぜその性質又は目的が一般競争入札に適さないのか、その判断理由、根拠が不明確な事案が見受けられた。このような事案は監査の「結果」としている。

#### ② 再委託への対応

契約事務において見直すべき事項の一つが再委託への対応である。

受託者が再委託を行う際には、市の書面による承諾が必要なことが契約書に規定されているが、その承諾が行われていない事案や、受託者が提出した申請書が不十分な内容にもかかわらず再委託を承諾している事案が見受けられた。このような事案は監査の「結果」としている。

再委託については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることが可能と解釈される契約書を用いている事案が見受けられた。また、一方では、全部又は主要な部分以外の一部の業務の再委託が可能なのかが明確にされていない契約書を用いている事案なども見受けられた。

このような事案は監査の「意見」としている。

#### ③ 参考見積書の徴取

契約事務において見直すべき事項の一つが参考見積書の徴取についてである。

予定価格を設定するにあたり事業者から参考見積書を徴取することがある。参考見積書の徴取については法令等に特段の定めはなく、そのルールは地方公共団体がそれぞれ決めることになる。

相模原市は、財政局財政部契約課が作成している契約事務についてのマニュアルである「契約事務の手引き」で参考見積書の徴取のルールを定めており、2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。しかしながら、1者のみから参考見積書を徴取している事案が多数見受けられた。

「契約事務の手引き」は、契約の方法についての手順を詳細に記したものであり、遵守が厳しく求められるものではないが、契約事務を行うにあたっては守らなければならないものである。1者のみから参考見積書を徴取している事案は監査の「意見」としている。

#### (2) 防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性についての総括

防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性については、事業の内容や成果が防災に資するものなのかが重要であるが、一方で、そこまで行う必要があるのか、過剰な投資ではないかなど、事業が過大とみなされる可能性もある。そのため、どこまで事業を実施すればよいのかを見極めることが難しい分野といえる。

監査対象とした事業について、明らかに過剰であり、そこまで行う必要性に疑問の残る事業や支出内容は見受けられなかった。しかしながら、防災活動用資機材や救急資器材の在庫管理や、消耗品や備品の発注等に今後の対応を見直す必要がある事項が散見された。

また、補助金を交付している公益社団法人相模原市防災協会への対応や、消防団に支出している報酬や旅費についても、事務の見直しを検討すべき事項が見受けられた。

### 3. 監査の結果及び意見の要約

報告書「第4 包括外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。  
 なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

#### (1)危機管理局

項目	結果	意見
<b>1. 防災計画等策定事業(危機管理課)</b> <b>① 参考見積書の徴取について【意見-1】</b> 相模原市地域防災計画(本編)の印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。 参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。		○
<b>2. 防災対策普及啓発推進事業(危機管理課)</b> <b>① 個人情報等の取扱いに関する書類について【結果-1】</b> 防災マイスター派遣業務委託について、受注者である公益社団法人相模原市防災協会から、個人情報等の取扱いに関する特記事項第10条第2項に定める個人情報等の預り証が提出されていなかった。 必要書類の提出を徹底させる必要がある。	○	
<b>② 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-2】</b> 洪水ハザードマップ作成業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。	○	
<b>③ 再委託の未承諾について【結果-3】</b> 洪水ハザードマップ配布業務委託は、市が作成した洪水ハザードマップ等を受注者が用意する透明フィルムに封入する業務と、封入したものを対象地区内の住居及び事業所のポストへ全戸配布する業務からなる。 受注者が配布終了時に提出した配布実績報告書によると、封入業務を第三者に再委託しているが、市は再委託の承諾を行っていない。 封入業務の再委託につき、書面により承諾を行う必要がある。	○	
<b>① 参考見積書の徴取について【意見-2】</b> 防災ガイドブック、相模原市洪水ハザードマップ及び避難所運営マニュアルの印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。 参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。		○
<b>② 少額による1者随意契約の見積書の徴取先について【意見-3】</b> さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック印刷、ハザードマップ増刷及び土砂災害ハザードマップ増刷(麻溝・新磯・相武台地区)は、購入予定価格が		○

項目	結果	意見
<p>1 件 10 万円以下であるため、1 者から見積書を徴すればよいと規定されている。しかしながら、いずれもタイヨー印刷(株)からの徴取となっており、特定の業者に偏っている状況である。</p> <p>「契約事務の手引き」においては、「1 者随契として発注できる少額な案件は、一般的にどの業者でも履行が可能なものは、地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないようにすること。」とされている。</p> <p>地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないように、見積書の選定先を決定する必要がある。</p> <p><b>③ 防災マイスター派遣業務委託の委託料の根拠について【意見-4】</b></p> <p>防災マイスター派遣業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。</p> <p>委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p> <p><b>④ 支払い時期の明確化について【意見-5】</b></p> <p>防災マイスター派遣業務委託の委託料について、ホームページ掲載・周知啓発業務の経費については、契約書に支払時期の定めがない。</p> <p>最終回(令和 3 年 3 月 31 日付)の請求により支払っていたが、履行確認ができる適切なタイミングを検討のうえ、支払時期を明確化することが望ましい。</p> <p><b>3. 自主防災組織等編成・訓練支援事業(危機管理課)</b></p> <p><b>① 起震車運用業務委託の委託料の根拠について【意見-6】</b></p> <p>起震車運用業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。</p> <p>委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p> <p><b>② 参考見積書の徴取について【意見-7】</b></p> <p>自主防災組織訓練用物品(初期消火訓練用水消火器)の調達について、参考見積書を1者のみから徴取している。</p> <p>参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p> <p><b>4. 避難場所等整備事業(危機管理課)</b></p> <p><b>① 指名競争入札の根拠の明確化について(その1)【結果-4】</b></p> <p>飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。</p> <p>同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p><b>② 指名競争入札の根拠の明確化について(その2)【結果-5】</b>            非常用発電設備等保守点検業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。            同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○	
<p><b>③ 指名競争入札の根拠の明確化について(その3)【結果-6】</b>            屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。            同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○	
<p><b>① 予定価格の設定について(その1)【意見-8】</b>            飲料水兼用貯水槽点検清掃委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。            見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p><b>② 予定価格の設定について(その2)【意見-9】</b>            非常用発電設備等保守点検業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。            見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p><b>③ 予定価格の設定について(その3)【意見-10】</b>            飲料水兼用貯水槽資機材点検等業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。            見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p><b>④ 予定価格の設定について(その4)【意見-11】</b>            防災備蓄倉庫撤去処分業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。            見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p><b>⑤ 再委託禁止条項の見直しについて(その1)【意見-12】</b>            大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕において、非常用貯水タンク清掃・修繕が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分とすることができる。            契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て</p>	○	

項目	結果	意見
<p>一括再委託することができるかとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p>		
<p><b>⑥ 再委託禁止条項の見直しについて(その2)【意見-13】</b>                      飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、非常用貯水タンク清掃が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。                      契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるかとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p>		○
<p><b>⑦ 再委託禁止条項の見直しについて(その3)【意見-14】</b>                      大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕及び飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、主要といえない一部業務が再委託されている。                      契約書の規定によると、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるが、一部業務を再委託する場合の取扱いが明記されていない。業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約書に一部再委託の取扱いを明記するよう、再委託禁止条項を見直す必要がある。</p>		○
<p><b>⑧ 防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託のフォローアップについて【意見-15】</b>                      防災備蓄品・案内板維持管理業務委託は、避難所施設等を適正に維持管理するための点検業務である。                      受注者から毎月提出される点検の実施結果のうち、フォローアップすべき事項については、毎月の実施結果報告の決裁時に、前月までのフォローアップ状況報告を添付するなどして、その顛末を明らかにしておくことが望ましい。</p>		○
<p><b>5. 防災資機材整備事業(危機管理課)</b></p>		
<p><b>① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-7】</b>                      「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、両委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。                      両委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
<p><b>① 消費期限の入力誤りについて(その1)【意見-16】</b>                      南台防災備蓄倉庫の防災備蓄品であるガンリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。                      在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>		○
<p><b>② 消費期限の入力誤りについて(その2)【意見-17】</b>                      広域避難場所対応倉庫(鹿沼公園)の防災備蓄品であるガンリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。                      在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>		○
<p><b>③ 防災備蓄品の在庫管理表への適時入力について【意見-18】</b>                      救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が多数存在していた。これらは、令和3年度に納品された新型コロナウイルス</p>		○



### 第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>ス感染症対策用の防災備蓄品であり、配置先が決まるまで、在庫管理表に入力していないとのことであった。</p> <p>防災備蓄品の配置先が決まる前であっても、救援物資集積・配送センターに入庫された段階で、防災備蓄品の在庫管理表への入力を行う必要がある。</p> <p><b>④ 寄贈物品の在庫管理表への入力について【意見-19】</b></p> <p>救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が存在していた。これらは寄贈物品とのことであった。</p> <p>寄贈物品であっても、防災備蓄品であることには変わりないため、備品項目などを整理したうえで、在庫管理表への入力を行う必要がある。</p> <p><b>⑤ サバイバルフーズについて【意見-20】</b></p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、同じ会社の商品であるが、消費期限までの期間が異なるサバイバルフーズがあった。旧商品の保存期間 25 年から、新商品の保存期間 10 年に短縮されたことが原因である。</p> <p>旧商品については、在庫管理表の管理外(簿外)とされていた。旧商品を在庫管理表に入力し管理するとともに、フードバンクに寄贈を打診するなどして、当該サバイバルフーズの取扱いを検討する必要がある。</p> <p><b>⑥ 避難所用仕切りユニットについて【意見-21】</b></p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、避難所用仕切りユニットが在庫管理表の管理外(簿外)となっていた。旧城山町の防災備蓄品であるが、現行商品のように細かく仕切ることができないため、避難者ニーズにそぐわないとのことであった。</p> <p>簿外となっているのは好ましくなく、保管スペースも取っていることから、処分することも含めて取扱いを検討する必要がある。</p> <p><b>⑦ 消費期限と在庫数の入力誤りについて【意見-22】</b></p> <p>三井地域センターの防災備蓄品である水(2リットル)について、在庫管理表上の消費期限及び在庫数と現物の消費期限及び在庫数に不整合があった。</p> <p>在庫管理表への消費期限及び在庫数の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p> <p><b>⑧ 物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力について【意見-23】</b></p> <p>現在、物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力は危機管理課のみ可能となっている。</p> <p>災害時に避難所運営等の現場となる区役所等においても、操作入力ができるよう、操作研修を行うなどして、体制を整備する必要がある。</p> <p><b>⑨ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その1)【意見-24】</b></p> <p>南台防災備蓄倉庫の視察を行ったところ、屋根の底部分が剥がれており、地上に崩れ落ちそうな状態となっていた。</p> <p>屋根の底部分が剥がれ落ちることで、けが人が出る可能性もあるなど危険であることから、落下が想定される範囲にコーンを置くなど、何らかの対策を講じる必要がある。また、小・中学校等の避難所倉庫などでは同様の事例が想定されることから、他の防災備蓄倉庫においても、同様の事例が見られた場合には、適時に対応をとる必要がある。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

項目	結果	意見
<p>⑩ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その2)【意見-25】 南台防災備蓄倉庫の裏口扉付近の敷地部分に雑草が生い茂っており、足の踏み場がない状態であった。 除草作業は年1回行っているとのことだが、適宜行っておくことが望ましい。</p>		○
<p>⑪ 防災備蓄品の配置の改善について【意見-26】 救援物資集積・配送センターに毛布が5,320枚保管されている。納入年月が古いものほど奥に保管されているが、スペースの都合上、奥までたどり着くことが困難な状況である。そのため、必然的に手前に保管されている納入年月の新しいものから使用せざるを得ない。 災害時に適切に対応できるよう、防災備蓄品の配置の改善を検討することが望ましい。</p>		○
<p>⑫ 他課が所管する防災備蓄品の管理について【意見-27】 救援物資集積・配送センターに、健康福祉局の福祉避難所用資機材など、危機管理課以外の課が所管する防災備蓄品が保管されていた。各課の保管場所が不足していることから、救援物資集積・配送センターでの保管依頼を受け、保管しているとのことであった。 危機管理課所管外の防災備蓄品であるため、物資調達・輸送調整等支援システム外での管理となっている。 他課が所管する防災備蓄品の管理体制を検討することが望ましい。</p>		○
<p>⑬ 在庫管理表の入力項目について【意見-28】 救援物資集積・配送センターにおいて、同じ防災備蓄品であるにも関わらず、在庫管理表の入力方法が異なるものがあつた。 在庫管理表の入力方法を統一することが望ましい。</p>		○
<p>⑭ 保管場所の明示について【意見-29】 三井地域センターにおいて、非常用炊飯袋1,000枚の現物確認を行ったところ、他の防災備蓄品は、その箇所には何が保管されているかがわかるラベルが貼られていたが、非常用炊飯袋が保管されていた場所にはラベルが貼られていなかった。 防災備蓄品の保管場所を明確にしておく必要がある。</p>		○
<p>⑮ 業者選定について【意見-30】 「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は、それぞれ指名競争入札により業者選定を行っている。それぞれ4者を指名しているが、その4者は全く同一の業者となっている。 「契約事務の手引き」を踏まえ、業者選定にあたっては、偏った指名にならないよう留意する必要がある。</p>		○
<p>⑯ 予定価格の設定について【意見-31】 「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」について、それぞれ参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複</p>		○

### 第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p> <p><b>6. 防災情報通信事業(緊急対策課)</b></p> <p><b>① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-8】</b></p> <p>相模原市災害情報共有システム構築業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。</p> <p>同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p><b>① 予定価格の設定について【意見-32】</b></p> <p>相模原市災害情報共有システム構築業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定している。予定価格は参考見積書の見積価格より増額となっているが、増額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。</p> <p>見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	○

#### (2) 消防局消防部

項目	結果	意見
<p><b>1. 消防庁舎維持管理費(消防総務課)</b></p> <p><b>① 長期継続契約の導入について【意見-33】</b></p> <p>南消防署庁舎総合管理委託及び北消防署庁舎総合管理委託は、長期継続契約ではなく、委託業者を年度ごとに選定している。</p> <p>消防局庁舎総合管理委託等で長期継続契約を導入していることから、南消防署庁舎総合管理委託業務及び北消防署庁舎総合管理委託業務への長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。</p> <p><b>2. 一般事務費(消防総務課)</b></p> <p><b>① 委託契約の事務について【意見-34】</b></p> <p>別契約となっているが同一の事業者から物品を購入している事案が見受けられた。</p> <p>類似した事案があるならば、それらをまとめた形で契約を行う必要がある。</p> <p><b>3. 消防団長等報酬(消防総務課)</b></p> <p><b>① 消防団員の確保について【意見-35】</b></p> <p>相模原市消防団に関する条例では消防団員の定員は1,710人だが、令和2年度の人数はこのおおよそ8割相当で、現状は、市があるべきと考えている消防団員数に及ばない状況である。</p> <p>消防団員数の増加策を検討する必要がある。</p> <p><b>② 消防団活動状況報告書の活動内容の記載について【意見-36】</b></p> <p>消防団の活動については、年2回、各分団等が「消防団活動(出動)状況報告書」を市に提出し報告している。</p> <p>報告書の活動実績を記載する欄の「その他」には具体的な内容を記載する</p>	○	○

項目	結果	意見
<p>こととなっているが、詳しい内容が記載されていない報告書が見受けられた。                  その他の内容が不明確な場合は、具体的な内容を記載するように、該当する分団等を指導する必要がある。</p> <p><b>4. 消防団活動費(消防総務課)</b></p> <p><b>① 出動旅費の支給方法について【意見-37】</b>                  出動旅費は、1 人の出動 1 回につき一定額の支払という形で計算されているが、出動した消防団員に直接支払われるのではなく、分団等をとおして支払われている。                  分団等に支払われた出動旅費が実際に出動した消防団員に間違いなく支払われているかどうかについて市は把握していない。今後は、各消防団員の個人口座に市が直接支払うようにし、会計事務を適切に管理する必要がある。</p> <p><b>② 出動旅費の金額について【意見-38】</b>                  消防団員に対する出動旅費の地方交付税算入基準額は 1 回の出動につき 7,000 円である(消防庁資料より)。しかしながら、市の支給額は、災害時でも 1 回 3,000 円であり、これを大きく下回る金額となっている。                  消防団員の出動旅費について合理的な金額を検討することが望ましい。</p> <p><b>5. 消防団運営交付金(消防総務課)</b></p> <p><b>① 交付金の予算の設定方法について【意見-39】</b>                  消防団に交付されている消防団運営交付金に関して、各分団等においては厳密には予算がなく、要綱に基づいて計算された金額が割り振られているだけであり、それをどの支出科目に使うかは各分団等に任されている。                  交付金の総額は要綱どおりに計算するとしても、それを何に使うのかを各分団等に事前に決定させ、これを市に提示してもらい、まとめることで全体の予算とする必要がある。</p> <p><b>② 算出根拠の消防団員数について【意見-40】</b>                  現状の消防団員数が定員に満たない分団等においては、新規消防団員獲得のために交付金を利用するよう検討することが望ましい。</p> <p><b>6. 消防庁舎維持補修費(消防総務課)</b></p> <p><b>① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-41】</b>                  不特定修繕にかかる需用費や、委託料に計上された業務について、参考見積書を 1 者のみから徴取している。                  参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い 2 者以上から徴取する必要がある。</p> <p><b>7. 津久井消防署整備事業・津久井消防署整備事業(債務負担行為)(消防総務課)</b></p> <p><b>① 債務負担行為の活用による長期業務契約の一本化について【意見-42】</b>                  建設工事基本設計業務と建設工事实施設計業務に区分され、基本設計業務は、一般競争入札を実施し、実施設計業務は、基本設計業務を委託した株式会社ユニバサル設計と随意契約を締結している。                  基本設計業者以外の者が実施設計業務を行うことが困難であると想定されるのであれば、長期間にわたる津久井消防署整備事業の計画当初から、基本設計業務及び実施設計業務を一本化した設計業務として一体発注し、一般</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>



項目	結果	意見
<p><b>② 補助金交付要綱について【意見-48】</b>            防災協会の令和2年度の収支については、公益目的事業会計及び法人会計いずれも、執行額は補助金交付額を超過している。            執行額が補助金交付額を上回っている限りは、精算を行う必要がない、という現在の要綱は、健全運営や補助金の適正化といった方向性にそぐわないと思われる。現在の要綱の見直しを検討する必要がある。</p> <p><b>③ 防災協会の人件費について【意見-49】</b>            防災協会が外郭団体として持続的に成長し、存在価値を高めるためには、経営の透明性の確保や効率的かつ効果的に業務を執行する体制を確立する必要がある。            そのためにも、嘱託職員と常勤臨時職員の効率的な配置の見直しを行うこと及び事務の効率化等によって、人件費を含めた経費削減を図る必要があると考える。人件費のあり方について、防災協会と協議することが望ましい。</p>		○

## (3) 消防局警防部

項目	結果	意見
<p><b>1. 消防車両購入費(警防課)</b></p> <p><b>① 検収書の取扱いについて【結果-10】</b>            役務費として「令和2年度緊急情報システム移設及び車載型無線装置関連作業」として14,018,400円(税込)を支出している。            本役務の履行期限は令和3年3月31日であり、実際に令和3年3月31日までに検収を終了していたとのことである。しかしながら、相手方の求めにより、相手方の来庁日であった令和3年4月20日を検収日とした検収書を手渡している。            実際に検収を終了した日付で記名すべきであり適切ではなかった。今後このようなことがないよう留意する必要がある。</p> <p><b>2. 消防水利維持管理費(警防課)</b></p> <p><b>① 合意解約契約書の文言について【意見-50】</b>            私有地に設置された消防水利に関する「土地賃貸借契約の合意解約契約書」を閲覧したところ、返納の期限が記載されていなかった。            「土地賃貸借契約の合意解約契約書」に返納の期限を記載する必要がある。</p> <p><b>3. 消防水利整備費・市単独分(警防課)</b></p> <p><b>① 見積書の徴取先について【意見-51】</b>            令和2年度の防火水槽解体工事は5件であった。うち、業者選定方法として見積合せが4件、一般競争入札が1件である。            見積合せ4件のうち2件においては同一の3者による見積合せとなっている。「契約事務の手引き」に従い、一部の業者に偏った選定にならないように留意する必要がある。</p>		○

### 第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p><b>4. 救急活動費(救急課)</b></p> <p><b>① 仕様書における用語の定義について【意見-52】</b>            救急資器材管理供給業務(SPD)仕様書及びその別紙等においては、救急資器材の数量に関連する用語が多く使用されている。            数量に関する用語については、明確な定義を行い、契約書・仕様書・その他の書類で混同しないように対応する必要がある。</p> <p><b>② 定数管理報告書の規定について【意見-53】</b>            定数物品の在庫数量及び使用量は「定数管理報告書」を使い、発注者及び受注者の双方で確認が行われている。定数管理報告書についての記載は仕様書にはなく、消防署内の運用方法の通知に記載されている。            定数管理報告書は定数物品の検査・検収及び次回の納品数量を決定する上で最も重要な書類であり、その運用方法は仕様書で明確に規定するとともに、標準様式として設定し、改定するのであれば受注者との合意のもとで決定する必要がある。</p> <p><b>③ 定数管理報告書の記載方法について【意見-54】</b>            定数管理報告書の記載方法等について、次の点を改善する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 不足状況については、メモ書きだけでなく、別の報告書で発注者に報告し、その後の改善状況についてもフォローアップが必要である。</li> <li>2) 次回納品数・回収カード数については、回収カードがない場合には「-」を記載するなど、状況を明確に表す必要がある。</li> <li>3) 次回納品数・回収カード数については合計欄を設け、合計額と受注者が回収したカード枚数が等しいことを確認し、書類の記載誤りやカードの回収漏れ等を未然に防ぐ仕組みが求められる。</li> <li>4) 令和3年9月分の定数管理報告書は確認日の記載が漏れている。日付は漏れなく記載する必要がある。</li> </ol> <p><b>④ 資器材カードの発行管理について【意見-55】</b>            定数物品については、資器材カードを使用して、消費及び発注の手続を行っている。            現在のカードは付番が行われていない。カードには付番を行い、紛失による再発行や記載内容の変更等が生じた場合には、発注者と受注者で合意のもとで新たなカードを発行する運用とする必要がある。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p><b>5. 通信施設維持管理費(指令課)</b></p> <p><b>① 再委託の承諾について【結果-11】</b>            消防情報管理システムの保守委託について受託者は、再委託承認申請書を市に提出し、市も承諾している。            申請書に、(4)再委託先において取り扱う情報、(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法の記載がない。            個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を網羅的に記載した申請書に基づき承諾を行う必要がある。</p>	○	

項目	結果	意見
<p><b>② 受注者の代表者の記載について【結果-12】</b>                      消防情報管理システムの保守委託契約について、業務委託契約書及び請求書の代表者名と、再委託承認申請書、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び連絡体制に関する報告、個人情報の取扱いに係る作業場所に関する報告及び秘密保持に関する誓約書受領報告書の代表者名が異なっている。                      業務委託契約書に記載の受注者情報と異なる情報が記載された書面があるときは、市はその原因を受注者に確認するとともに、記載内容を統一し、変更が生じた場合には受注者からその報告を受け、変更後の正しい内容に修正する必要がある。</p> <p><b>① 再委託金額の確認について【意見-56】</b>                      消防情報管理システムの保守委託契約は、1者随意契約により日本電気株式会社 相模支店と委託契約を締結しているが、当該委託業務の重要な一部は10者に再委託されている。                      1者随意契約で再委託が行われる場合、再委託金額の妥当性を十分に検証することなく、再委託を行うことを承諾してしまう可能性がある。1者随意契約で再委託を行う場合には、可能な限り見積書を入手する等など、再委託金額の妥当性を確認することが望ましい。</p> <p><b>② 年度末間際の支出について【意見-57】</b>                      年度末間際の3月後半になってからの消耗品(需用費)の購入が少なからず見受けられる。                      3月後半の消耗品の購入は、外観的には、必要に応じたものなのか、予算を消化するためのものかの区別が非常に難しい。また、年度末間際の時間的な余裕がない中での執行となるため、おおよそ不要な物品の購入を誘発しかねない。                      3月後半になっての需用費の執行はできる限り避けることが望ましい。</p> <p><b>③ 分割発注について【意見-58】</b>                      ポータブルハードディスクを令和3年1月19日と2月2日の2回に分けて購入している。                      計画的に必要な総数を決め、複数者から見積書を入手していれば、より安く購入できた可能性がある。                      消耗品は最小の経費で購入できるよう計画的に発注する必要がある。</p> <p><b>④ 10万円未満の取引について【意見-59】</b>                      物品等修繕料は全部で27件の支出があったが、そのうち12件が90,000円以上100,000円未満の取引である。                      契約規則では、物品等修繕料で予定価格が10万円以下のときは、見積書の徴取を省略できると規定されており、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる余地がある。                      これらの価格帯の物品等修繕を行うときは、可能な限り同時に行い、契約の分散を抑え、複数者から見積を入手する必要がある。</p>	○	○



第3 実施した外部監査の概要

(4) 都市建設局まちづくり推進部

項目	結果	意見
<p>1. 令和元年東日本台風災害救助費(建築・住まい政策課)</p> <p>① 修理業者の選定について【意見-60】</p> <p>市は、応急修理を行う際の手続として、被災者に施工業者リストを配布することとしている。応急修理は、令和元年度に6件、令和2年度に4件実施されているが、施工業者リストから選定された事業者はなかった。</p> <p>施工業者リストから選定されなかった原因を分析し、登録事業者の追加も視野に入れ、いつ発生するか予測できない災害に対して準備を行う必要がある。</p>		○
<p>2. 既存住宅・建築物耐震化促進事業(建築・住まい政策課)</p> <p>① 沿道建築物耐震化率について【意見-61】</p> <p>市が特に重要な路線として指定した路線の沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断が義務化され、市がその結果を公表することとなった。対象建築物は62棟で、令和2年度における耐震化率は22.58%である。</p> <p>対象建築物の所有者に毎年アンケート調査を実施し、状況の把握に努めているが、耐震化が計画通りに進まない場合には、所有者が必要と考える補助金の額等についても調査内容に加え、より詳細な現状分析を行い、補助金額や補助対象の拡充など、耐震化率改善のための実効性のある対応を推進していくことが望まれる。</p>		○
<p>3. 都市計画マスタープラン策定関連事業(都市計画課)</p> <p>① 地域防災計画等の防災関連計画と都市計画課との関係について【意見-62】</p> <p>相模原市都市防災基本計画は、都市計画マスタープランが令和2年3月に策定(改定)されたことから、見直しの可否を検討することが望ましい。</p> <p>相模原市市街地復興マニュアルも見直しの可否を検討することが望ましい。</p>		○
<p>4. 建築審査課における防災関連事務(建築審査課)</p> <p>① 応急危険度判定活動マニュアルの改定履歴について【意見-63】</p> <p>応急危険度判定活動マニュアルは、見直しから相当年数が経過したこともあり、見直しの可否を検討することが望ましい。</p>		○

(5) 都市建設局下水道部

項目	結果	意見
<p>1. 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)見直し業務委託(下水道経営課)</p> <p>① 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)について【意見-64】</p> <p>相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)(令和3年4月改定)を確認したところ、やや、被害想定とハードウェアに重きを置いた計画のように思われた。</p> <p>被災後の下水道BCP期間内における具体的な行動内容について、より具体的な被災状況を想定した計画を立案する必要がある。</p>		○

項目	結果	意見
<p><b>2. 雨水浸透ます設置助成金交付事業(下水道経営課)</b></p> <p><b>① 雨水浸透ます設置助成金交付事業について【意見-65】</b></p> <p>雨水浸透ますの設置を助成する本事業の助成件数は、直近5年間で28件と少ない。</p> <p>今後の事業展開を検討し、普及余地がまだ残されている場合には、事業が拡大されるよう、方法を検討することが望ましい。</p>		○
<p><b>3. 公共下水道管きょ耐震化事業(下水道保全課)</b></p> <p><b>① 公共下水道管きょ耐震化事業の進捗について【意見-66】</b></p> <p>管きょ耐震化事業の現在の進捗率は、計画対象管きょの10%である。</p> <p>事業費の確保の面もあることながら、雨天の影響などによる外的影響についてはやむを得ないところであり、当初計画スケジュールについては、見直しが必要になるものと考え。</p> <p><b>② 被害例との対比について【意見-67】</b></p> <p>過去の地震による下水管被害比率を、市の下水管総延長約3,000kmに当てはめた場合、事前対策を行うことにも限界があるように思われる。</p> <p>他の自治体の対応例を教訓に、被災後の応急対応・復旧対応への人的物的準備と訓練に比重を移していくことも一つの方法と考えられ、対応を検討することが望ましい。</p>		○
<p><b>4. 公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(H29～R3 継続事業)(下水道整備課)</b></p> <p><b>① 相模原市緊急雨水対策事業実施計画の進捗について【意見-68】</b></p> <p>相模原市緊急雨水対策事業実施計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、計画期間内に接続管工事を完了し、事業効果が着実に発現されるよう、引き続き工事の進捗を図っていく必要がある。</p> <p><b>② 境川の特性と雨水管整備について【意見-69】</b></p> <p>整備を進めている公共下水道境川第28バイパス雨水幹線は、構造上、貯留が可能であり、境川の負担を一時的に緩和させる機能を有しているが容量に上限がある。</p> <p>引き続き、境川の特性を踏まえ、高い費用対効果の発現とともに、円滑な事業進捗が図られるよう対応していく必要がある。</p>		○
<p><b>5. 公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)(津久井下水道事務所)</b></p> <p><b>① 工事の計画と実際の対応について【意見-70】</b></p> <p>公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)の事業費は、総額7.1億円で予定されていたところ、全体の支出額は9.5億円と見込まれているため、既に2.4億円の予定額超過が見込まれることとなった。</p> <p>一般に、工事については、当初の想定通りに進まないケースがあり、本件もその一例である。防災事業に関する大規模な工事を進めていく場合の事業リスクの一例として、本件を今後の事業計画に活かすことが望ましい。</p>		○

第3 実施した外部監査の概要

(6)「相模原市地域防災計画・災害予防計画」

項目	結果	意見
<p><b>1. 全般的事項</b></p>		
<p><b>① 災害予防計画と事業の整合性について【意見-71】</b>  相模原市地域防災計画の災害予防計画に記載されている項目と、市が実際に行っている事業との結びつきについて、市民も容易に情報を入手できるような情報開示を行うことが望ましい。</p>		○
<p><b>② 「検討する」とされている項目について【意見-72】</b>  災害予防計画には、「検討する」とされている項目が見受けられる。  「検討する」とされている項目について進捗状況を確認し、対応済みの項目があれば災害予防計画に適切に反映させる必要がある。</p>		○
<p><b>2. 地区防災計画</b></p>		
<p><b>① 地区防災計画の見直しについて【意見-73】</b>  令和3年11月17日現在、相模原市では、市内を22地区に区分し、各地区がそれぞれ地区防災計画を策定している。  引き続き、地区の現状に応じた地区防災計画の改訂が着実に進展するよう継続的な支援をしていくことが望ましい。</p>		○
<p><b>② 地区防災計画の資料編の記載内容について【意見-74】</b>  各地区の地区防災計画の資料編には、地区防災計画の策定主体となっている協議会の委員名簿、一時避難場所、広域避難場所、ライフライン等の連絡先などが記載されているが、その記載内容は地区ごとに違いがみられる。  地区防災計画は、地域住民が自ら定めて作成するものであるが、資料編に記載する情報については、記載例を示すなどの対応を図ることが望ましい。</p>		○
<p><b>3. 浸水被害対策</b></p>		
<p><b>① 河川の整備に関する記載について【意見-75】</b>  都道府県は、「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表するとされており、神奈川県も対応を図っている。  鳩川の準用河川区間および八瀬川は、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)に基づいて改修計画を進めているが、「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)を基準に河川の整備を進めることが困難なのであれば、そのこととその理由などを相模原市地域防災計画等で明確にしておくことが望ましい。</p>		○
<p><b>② 公共下水道雨水管の整備に関する記載について【意見-76】</b>  公共下水道雨水管の整備については、「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」を策定し、浸水被害の解消を目指している。  相模原市地域防災計画は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」や「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に言及していないが、事業の基本となる計画は、相模原市地域防災計画に言及しておくことが望ましい。</p>		○

### 第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p><b>4. 土砂災害対策</b></p> <p>① <b>住民からの情報収集の方法について【意見-77】</b></p> <p>住民からの情報収集の具体的方法や仕組みを市民に周知するための対応を検討する必要がある。</p>		○
<p><b>5. 林野火災対策</b></p> <p>① <b>林野火災の予防対策について【意見-78】</b></p> <p>市は森林面積が大きな割合を占めており、森林火災(林野火災)への対応は、周辺の市町村と比較しても重要性が高いと考える。林野火災の予防対策について、災害予防計画で言及しておくことが望ましい。</p>		○

以 上